**消 防 計 画**

令和　年　月　日作成

（目的及び適用範囲）

第１条　この計画は、防火管理業務に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、ここに勤務し、出入りするすべての関係者に適用する。

（防火管理業務を行う管理範囲）

第２条　この計画で示す防火管理業務を行う範囲は、別図1に示す当該事業所が占有する部分について、すべて責任を持つものとする。

　　なお、当該事業所に接する階段や通路等の共用部分等の管理は、建物所有者並びに他の事業所等と協議のうえ、その管理範囲を明確にして定められた者が責任を持つものとする。

（管理権原者の責任等）

第３条　管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、すべての責任を持つ。

(1) 建　物　名　 〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕

テナント名称　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 〕

用　　　　途 〔□飲食店　 □物販店　 □福祉関係 　 □事務所 　 □その他〕

(2) 階別及び面積

　　　　　〔 階建の 階部分　　　　　　　 ㎡〕

(3) 収 容 人 員

　　　　　〔 客　　　　 人 ・ 従業者数　　　 人 ・ 計　　　　　 人 〕

　　　なお、常時、収容人員の定員を遵守し、適正化を図るものとする。

（防火管理者）

第４条　防火管理者は、この計画作成及び実行に関するすべての権原を持って業務を行う。

２　防火管理者は、全体の消防計画が定められている場合において、統括防火管理者と連

絡調整及び報告を行うものとする。

（消防機関への届出等）

第５条　管理権原者又は防火管理者等は、次の次号に掲げる業務について届出、報告及び連

絡を行う。

(1)　防火・防災管理者選任（解任）・消防計画作成（変更）届出（□再講習該当）

(2)　防火対象物点検結果報告・防災管理点検結果報告（□該当　・　□非該当）

(3)　消防用設備等点検結果報告書（□１年に１回　・　□３年に１回）

(4)　自衛消防訓練実施の通報・連絡（□消火及び避難訓練　年２回以上）

(5)　その他、建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に消防機関に連絡する

とともに、法令に基づく手続きを行う。

（防火管理資料の保管等）

第６条　防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管する。

（火災予防上の自主点検）

第７条　防火管理者（又は防火管理者が指名する者）は、下表の区分により自主点検を毎日実施する。その結果を自主点検記録表（別表１）に記録する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　点 検 対 象 | 実 施 頻 度 | 点 検 対 象 | 実 施 頻 度 |
| 1. 火気使用設備
 | １日１回以上 | ④消防用設備等 | １日１回以上 |
| 1. 放火防止対策
 | １日１回以上 | ⑤防火区画内装等 | １日１回以上 |
| 1. 避難通路等
 | １日１回以上 | ⑥喫煙管理 | １日１回以上 |

２　防火管理者は、自主点検記録表（別表１及び別図２）に基づく自主点検の結果を保存する。

（消防用設備等の法定点検）

第８条　消防用設備等の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実施する。

　　実施区分（□建物全体で実施する　　□各テナント等が個別に実施する）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委 託 点 検 業 者 | 消防用設備等 | 点　検　実　施　計　画 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 業者名 |  | 消　火　器　具 | 月 |  |
| 屋 内 消 火 栓 | 月 | 月 |
| 自動火災報知設備 | 月 | 月 |
| 所在地(電話） | 電話 | 誘導灯、誘導標識 | 月 |  |
| 非常警報設備等 | 月 | 月 |
| 避　難　器　具 | 月 | 月 |
| その他の設備・器具等 | 月 | 月 |

※該当する消防用設備等のみ記入

２　防火管理者は、消防用設備等の点検を実施するときは立ち会う。

（点検結果の報告及び不備欠陥等の改修）

第９条　自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。

２　防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告するとともに、不備欠陥等については改修計画を策定し改修する。

（従業員が守るべき事項）

第10条　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備及び物品を置かない。

２ 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

３ 喫煙は、指定された場所で行う。

４ 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用し

ない。

（工事中の防火管理）

第11条　防火管理者は、模様替等の工事を行うときは、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を与える。

２ 防火管理者は、工事に立ち会う。

３ 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させる。

(1)　溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備する。

(2)　防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わない。

(3)　工事場所ごとに火気の使用責任者を定める。

(4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

(5) 放火を防止するため、資機材等を整理、整頓をする。

(6) その他、防火管理者が指示すること。

（放火防止対策）

第12条　次の各号に留意し、放火防止対策を講じる。

(1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

(2) 物置及び倉庫等の施錠を励行する。

(3) 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。

(4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告をする。

(5) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。

（自衛消防の編成及び任務等）

第13条 自衛消防の組織、任務分担を次のとおり指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 担当者 | 任務内容 |
| 自衛消防隊長 |  | ・各担当者に対する調整、指示、命令等 |
| 通報連絡班 |  | ・火災発見時の１１９番通報・消防隊への情報提供・近隣への伝達、連絡 |
| 初期消火班 |  | ・自己の安全を確保した初期消火活動・水バケツ、消火器、屋内消火栓の活用 |
| 避難誘導班 |  | ・状況に応じた避難経路の検討・避難口への避難誘導の実施・安全な避難行動への呼びかけ |

（自衛消防訓練）

第14条　防火管理者は、次により自衛消防訓練を実施する。

　総合訓練　　　　　月　　　部分訓練　　　　　月　　　　　　 月

　ただし、消火訓練、避難訓練は年２回以上実施する。（□該当　・　□非該当）

　通報訓練にあっては年１回以上実施する。　　　　 （□該当　・　□非該当）

２　総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味するものとする。

３　訓練を実施する場合は、事前に消防機関に実施計画を連絡するものとする。

* 注意：特定用途に供する防火対象物のみ該当

４　建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。

（防災教育）

第15条　防火管理者は、従業員、新入社員及びパート等に対して計画的に防災教育を実施

する。

２　防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。

(1)　消防計画について

(2)　従業員が守るべき事項について

(3)　火災発生時及び地震発生時の対応について

(4)　その他、火災予防上必要な事項について

（防火管理業務の一部委託）

第16条　防火管理業務の一部を事項のとおりに委託する。

２　委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、次表のとおりとする。

３　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の

　指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業者名称 |  |
| 委託業者所在地 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 委託内容 | □常駐方式　　□巡回方式　　□遠隔移報方式　　□その他委託の時間帯等（　　　　　　　　　　　） |

（地震対策）

第17条　防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずるおそれがないか日頃から確認する。

２　地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、すべての火気使用

設備・器具の使用を停止する。

３　建物内の避難を基本として、火災や倒壊等の危険性がある場合には、身の安全を図りながら、屋外の安全な場所に全員徒歩で避難する。

　・いっとき避難場所（公園や広場など一時的な避難場所）

　・広域避難場所（大規模な火災の熱や煙からの避難場所）

４　避難する場合は、建物の分電盤を遮断し、通電時の漏電火災の防止に努める。

５　建物内での数日間の避難生活を想定した生活物資を備蓄する。

６　応急的な救助活動に使用する機械・器具等を備える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □飲料水1人1日3ℓ×3日分目安 | □備蓄食料（３日分） | □トイレパック | □トイレットペーパー |
| □ティッシュペーパー | □カセットコンロ | □懐中電灯・ラジオ | □電池 |
| □携帯充電用バッテリー | □バール・つるはし | □スコップ | □薬品 |
| □ヘルメット | □軍手 | □ | □ |
| □ | □ | □ | □ |
| □ | □ | □ | □ |
| □ | □ | □ | □ |

（南海トラフ地震等大規模地震発生時の対応）

第18条　緊急地震速報を受信した場合は、自らの安全を確保する。また、来客がいる場合は安全な場所に誘導し、身の安全を守るよう呼び掛けるものとする。

２　緊急地震速報が発表されたとき及び警戒宣言が発令されたときは、火気使用設備・器具の使用も原則として中止（元栓、器具栓の閉止及び電源の遮断）するものとする。

３　テレビ、ラジオ等を活用し、地震に起因する必要な情報の収集を行うこと。特に津波警報等、早急な対応が必要となる情報の把握に努め、来客に情報を適宜知らせ適切な指示を行うこと。

４　防火管理者及び自衛消防隊は情報収集と整理を行い、放送設備や拡声器等により、次の内容を従業員や来客に周知する。

(1)　転倒、落下物品等からの身体防護の指示

(2)　火気使用設備・器具の使用の中止

(3)　エレベーター使用の禁止

(4)　屋外への不用意な飛び出し禁止

(5)　余震が続くおそれがあること

(6)　その他必要な情報

（その他）

第19条　地下施設等を含む建築物は、横浜市防災計画に基づき、浸水等による避難確保・浸水計画を定めるものとする。

 附 則

　　この計画は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。

別図１　管理権限の範囲

別図２　避難経路・消防用設備等確認図

別表１　自主点検記録表

別図１　（防火管理の範囲）



別図２　（消防用設備等・避難経路の設置場所）

**別表１**

自主点検記録表

令和　　　年　　　月分



　　　　　　　 ※責任者等は、定期的に確認し、チェックすること。

　　　　　　　①火気使用設備・器具等の管理状況

　　　　　　　②放火防止対策の実施

　　　　　　　③避難通路、避難口等の確認及び維持管理の徹底

　　　　　　　④消防用設備の配置状況と取扱い方法の確認

　　　　　　　⑤火災発生時の通報要領、消火方法、避難誘導要領の確認

　　　　　　　⑥喫煙管理

　　　　　　　⑦その他施設の防火安全対策上必要な措置